

パロッツ君 短期留学規約

お申込みに際し、以下を必ずお読みいただき、内容に同意の上お申込みくださいますようお願い申し上げます。

※ 赤字部分は特に重要な事項であり、充分御理解の上でお申し込み下さい。

※ 現地到着時点でこの規約に同意したことを証する『同意書』に御署名頂きます事を予めご了承ください。

「オンライン英会話のパロッツ君」(以下「当スクール」という)の提供する「フィリピン留学講座」(以下「当サービス」という)に、申込希望者および申込をした者(以下「申込者」という)は、有限会社日本宝飾(以下「当社」という)の運営する当スクールの利用規約の内容、下記の本留学規約(以下「本規約」という)の内容並びに、留学手配のために必要な範囲内での受入機関または手配機関への個人情報の提供について同意の上、留学に申し込むものとする。

記

第1条 (留学規約の範囲)

- 1 本規約は、当サービス並びにそれに付帯するサービス全般に及ぶものとする。
- 2 本規約は、留学を終え日本国に帰国した時まで有効であるものとする。但し、本規約中第10条及び第12条にかんしては、帰国後も有効である。
- 3 当社は、本規約に基づき申込者に対して、当サービスの提供及び当サービスの申込み手続き並びに電子メール等を介した情報提供などを行うものとする。

第2条 (当サービスへの申込み)

- 1 申込者は当社が定める手続きに従って、当サービスへの申込みをする。申込者は当サービスへの申込みにあたり、次の(1)～(12)の事項を確認し、了承したものとする。
 - (1) 本規約を熟読し、その内容を充分理解し、承諾した上で当サービスに申し込むこと。
 - (2) 留学中は、全て申込者自身の意思に基づき、自己の責任と管理において行動するものとし、いかなる犯罪被害、健康被害及び損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないこと。
 - (3) フィリピン国に上陸した時点で、本規約を充分理解し、本規約を承諾したことを証する書面に申込者自身が署名をすること。万が一、署名を拒否する場合は、本サービスの提供を中止する場があること。

- (4) 日本国とフィリピン国とでは法令、慣習、文化の違いが多々あることを充分認識した上で申し込むこと。
 - (5) フィリピン国内では犯罪被害にあふ確率が日本国と比べて飛躍的に高くなることを充分認識し、常にそれを踏まえた注意深い行動をすること。
又、いかなる犯罪被害に遭遇し、それにより申込者がいかなる損害を被ったとしても、当社はその責任を一切負わないこと及び申込者はその責任を追及しないこと。
 - (6) 申込者が当社に提供した「留学生インフォメーション」の情報に記載の無いものによる食物アレルギー等の健康被害が発生したとしても、当社は一切責任を負わないものとする。
 - (7) 「留学生インフォメーション」に記載のある事項であっても、滞在先の認識が不十分で万全な対応では無い場合があることを申込者は了承の上で申し込むこと。よって、自己の責任と管理に基づき十分な注意を払って食事や水分補給等を行うこととし、当社は一切の責任を負わないこと。
 - (8) 申込者が満 20 歳未満あるいは学生の場合、申し込みに親権者（保護者等）の同意を得ること。
 - (9) 留学中の事故、病気、盗難など不慮の事故や災害などに備え、申込者は海外旅行保険へ加入すること。更には、現地にて特定のスポーツなどを行う場合は保険特約などの手続きを行うこと。
又、当社はそれらの手続きを代行しないこと。
 - (10) 本規約の申込者は個人（自然人）のみをさし、法人の申込みには当社に連絡の上、別途必要な手続きを行うこと。
 - (11) ウェブサイトで表示する当サービスの利用料金は、当スクールの有料会員のみに対応され、有料会員以外の場合には別途費用が発生すること。
 - (12) 当サービスにおける当社の債務とは、留学受け入れ機関と滞在先を手配することであり、留学による学習効果及び心身の安全や健康を保証するものではないこと。
- 2 申込者はフィリピンへの入国に際し、次の（1）～（6）の事項を確認し、了承したものとする。
- (1) フィリピン入国の時点で、出国日まで有効なパスポートを所有していること。
 - (2) 滞在が 21 日間以内の場合、ビザは不要だが、往復の航空券が必要となること。
 - (3) 申込者が 15 歳未満の場合、その者一人での入国はできないこと。
 - (4) 親子でも姓が異なる場合、親子関係を証明できる書類が必要となること。
 - (5) 未成年に同伴する者の続柄が「父」「母」以外の場合、WEG ビザが必要となること。
 - (6) 体に刺青のある者や、犯罪歴がある者は、入国できない場合があること。

第 3 条（費用）

- 1 当サービスを受ける留学費用（有料オプションなし、有料アクティビティなし）とは、現地でのレッスン費用、宿泊（当サービス指定宿舍）費用、その他留学関連費とマニラ国際空港からリングエンまでの移動費用を含んだものであり、その合計金額を申込者に対し請求するものとする。
- 2 その他前項に含まれない諸費用については別途見積書に算出の上、申込者に請求する。
- 3 本条第 2 項に掲げた諸費用については、経済状況の変化や現地機関等の事情により予告なしに変更

されることがある。

- 4 当スクールの有料会員以外の申込者には、10,000 円を申込費用として別途請求する。

第 4 条（変更手数料）

- 1 留学費用等を支払後、申込者の都合により申込みの内容の変更、キャンセル、渡航日の変更が発生した場合、渡航予定日から遡って 31 日前までに申し出があった場合に限り、1 回のみ無料で変更に応じるものとする。但し、当社が第三者に対して金銭（違約金、損害賠償、手数料等、以下「実費」という）の支払いが必要な場合を除く。
- 2 渡航予定日から遡って 31 日未満以降に申し出があった場合には、1 回につき変更手数料 2,000 円に加えて実費を請求するものとする。

第 5 条（為替変動・実費変更）

- 1 留学費用等の総額を完済している場合に限り、為替変動による差額は請求しないこととする。
- 2 極端な為替レートの変動や各種現地機関の都合による実費変更など、当初請求済の実費のままでは当サービスの提供が困難になると当社が判断した場合、支払状況に関わらず、予め申込者にその旨通知の上、変動による差額を請求することがある。

第 6 条（留学費用等の支払い）

- 1 申込者は、本規約第 3 条と第 4 条に定められた留学費用等の支払いを、必ず当社が指定する期日までに、当社指定の銀行口座に振り込むものとする。その振込手数料は申込者の負担とする。
- 2 当社が指定する期日までに振込が確認できない場合には、留学手続きが滞り、申込者が希望する渡航日より遅延する可能性があることを予め了承するものとする。また、支払いの遅延に際する損害等について、当社は一切の責任を負わないものとする。

第 7 条（申込みのキャンセル・変更・返金）

1 申込者が当社からの「契約完了」の通知を電子メール等で受取り、申込者が留学費用等を振込んだ後、申込者の都合により当サービスのキャンセルや内容の変更を希望する場合は、次の（1）～（8）の事項を確認了承の上、当社に連絡するものとする。

- （1） 申込みのキャンセルや変更の申告日は当スクールの営業時間内に限り、申告日が休業日または営業時間外の場合には翌営業日の受付となること。
- （2） 申込者は振込んだ留学費用等から以下の〈申込みキャンセル料規定〉に基づくキャンセル料を当社に支払うこと。

〈申込みキャンセル料規定〉

キャンセルの申告期日	キャンセル料
------------	--------

渡航予定日 31 日前まで	無料
渡航予定日 30 日～4 日前まで	留学費用の 20%
渡航予定日 3 日～1 日前まで	留学代金総額の 50%
渡航予定当日	留学代金総額の 100%

- (3) 申込みのキャンセルや変更に伴い発生した費用及び損失ならびに実費については、申込者の負担とすること。
 - (4) 申込者が希望する内容や日程について、現地祝日、現地情勢、滞在先の状況により、当社が変更希望を申し出ることがあること。
 - (5) 申込者が希望する内容や日程が当スクールの運営に支障をきたす場合、また申込者の健康状態などから当サービスの提供が難しいと当社が判断した場合、申込みを断る、もしくは申込み内容を変更する場合があること（既往症や妊娠等も含む）。
 - (6) 航空券やビザなどが原因で入国できない事由が発生した場合、申込者はすみやかに当社に連絡し、申込みのキャンセルもしくは変更を申し出ること。また、フライト便などの変更により、申込み内容や手配内容に著しい変更が生じる場合には、変更手数料が発生すること。
 - (7) 返金がある場合、返金手続きの必要書類が当社に届いた翌月末までに、申込者が指定する銀行口座へ返金されること。ただし、返金時の振込手数料は申込者の負担であること。
 - (8) その他、当社が不適切と判断した場合、申込みを断る、または内容の変更やキャンセルをする場合があること。
- 2 渡航後の申込み内容の変更は原則受けないが、当スクールのスタッフが変更可能であると認めた場合に限り、変更できることもある。又、変更ではなく、レッスンやオプションの追加に関しては、原則可能であるものとする。

第 8 条（申込みの取消）

申込者に、次の（1）～（5）に定める事由が生じた場合、当社は何らの催告を要せずに、申込みの取消し及び当サービスの契約解除を行うことが出来るものとする。 その場合、申込者は第 7 条の規定に基づく所定の申込みキャンセル料を当社に支払うものとする。

- (1) 当社が定めた期日までに必要な提出書類が届かない、また、第 3 条と第 4 条に基づいた必要な留学費用等の支払いの確認ができない場合。
- (2) 心身の健康状態が留学に不適切だと当社が認めた場合（既往症等の申告漏れによる事後発覚や妊娠等事後発覚も含む）。
- (3) 所在不明、または 1 ヶ月以上にわたり連絡不能となった場合。
- (4) 当社に届け出た申込者に関する情報の重要な部分に、虚偽や申告漏れ等があることが判明した場合。

- (5) その他、当社及び現地機関が不相当と認めた場合。

第9条（留学規約の変更）

本規約は、法令等の改正、経済状況及び社会情勢の変化、当社の方針変換などの諸事情により予告なしに変更することがある。

第10条（守秘義務）

当社は、当サービスを提供するために知り得た申込者の個人情報等、守秘されるべき情報は当サービスを提供するために必要な場合を除き、一切他に漏洩しない。但し、万が一の事故対応、サポートに備えるため、次の（1）～（2）の事項の場合には申込書記載内容および海外旅行保険の契約内容等の情報等を開示することがある。

- (1) 申込者が同意した場合。
- (2) 司法捜査の協力要請などの理由で公的機関より開示が求められた場合。

第11条（損害の負担）

当サービスを提供するにあたり、当社の責めに帰すべからざる事由により申込者並びにその他第三者が何らかの損害を被った場合、当社はその責任を一切負わないものとする。

第12条（禁止事項）

- 1 申込者は当サービスを利用するにあたり、次の（1）～（10）に該当する行為、またはその恐れのある行為を行ってはならない。
 - (1) 他の申込者、他の会員、第三者並びに当社及び当社スタッフへの誹謗、中傷、名誉・信用を傷つける行為、脅迫的行為、猥褻・猥雑な行為、品性を欠く行為、罵詈雑言に類する行為、嫌悪感を与える行為、その他社会通念上不当であると思われる行為。
 - (2) 他の申込者、他の会員、第三者並びに当社及び当社スタッフに経済的・精神的損害、不利益を与える行為。
 - (3) 現地での選挙運動、宗教活動またはこれに類する行為。
 - (4) 日本及び現地での公序良俗に反する行為。
 - (5) 日本及び現地の法令に違反する行為、またはその恐れのある行為。
 - (6) 当サービスの運用を妨げる行為。
 - (7) 当スクールのスタッフまたは講師への嫌がらせや、不良行為など当サービスの進行を妨げる行為。
 - (8) 講師の雇用条件など当社の機密情報を詮索する行為。
 - (9) 当社が特別に認めた場合を除いて、レッスンの行われる施設の外で、講師と個人的に接触するもしくは、しようとする行為。
 - (10) その他、当社や現地機関が不相当と判断した行為。

- 2 申込者は、オンライン、オフラインに限らず、当社と同様の英会話、留学に関する事業、サービスを企画または展開してはならないものとする。
又、そのための事業視察などの目的による参加も禁止とする。
- 3 前項に掲げる事が発覚した場合、申込者は事業視察受け入れ費用として当社の定価である、金 1,500 万円を当社に支払うと共に、当社算出による損害を賠償するものとする。
又、当社から当該行為の差し止め請求をした場合、申込者は異議を唱えることなくすみやかに当該行為を中止するものとする。
- 4 本条に掲げる事項に該当する場合、当社は何らの催告を要せず、本サービスの提供を直ちに中止し、かつ、本契約を直ちに解除出来るものとする。

第 13 条（賠償責任の制限）

- 1 申込者は、留学期間中の申込者の行動は全て申込者本人の責任において行動するものとし、次の(1)～(12)に定める事項に起因または関連して生じた一切の損害等について、自己の責任であることを自認し、当社に対して何ら賠償責任を追及しないことに同意のうえで申し込むものとする。
 - (1) 天災地変、戦争、暴動、争議行為、ストライキなどの不可抗力による損害。
 - (2) 運輸機関、宿泊機関、学校などの倒産、買収、移転、事故、争議行為、ストライキ、及びそれらの機関の都合による内容、条件や費用の変更など、当社の管理下でない機関の都合やトラブルにより生じた損害。
 - (3) 当社の故意、重過失によらず生じたいかなる精神的、肉体的、経済的、物質的な損害、損失。
 - (4) ビザ取得までの申請期間の遅延による出発時期の変更に伴う損害。
 - (5) 法令違反、公序良俗違反、留学先並びに現地機関や滞在先等の規則等に違反した事による損害。
又、それらの行為により当事者及び第三者に与えた損害。
 - (6) 特定のスポーツを行うに際し申込者自身が行うべき保険特約等の手続きを怠ったことにより生じた損害。
 - (7) 留学期間中の申込者の事故、食中毒、疾病、犯罪被害等による責任や損害。
 - (8) 申込者の滞在先での行動に関し、当スクールのスタッフ、講師または現地機関のスタッフのアドバイスを参考に本人の判断で行動した結果による損害。
 - (9) 当スクールのスタッフ、講師または現地機関のスタッフが同行した場合も含む留学期間中のレッスン時間以外の申込者の行動による損害。
 - (10) 申込者の事情により、航空券、パスポート、ビザを取得できない、あるいは何らかの理由によりフィリピンへの入国を拒否され、又は、フィリピンから出国を余儀なくされた事により生じた損害。
 - (11) 宿泊先ホテルでの留学費用に含まれるもの以外のサービス提供にかかる生活習慣や考え方などの違いに関して生じた精神面含む損害。
 - (12) 当スクールが記す留学期間中のレッスンスケジュールについては目安であり、当社の事情、または担当講師の事情による、予告なしの変更による損害。

但し、所定の回数のレッスンを提供出来なかった場合、その提供出来なかったレッスンの回数に応じた当社所定の金額を返金することとする。

(13) 当サービスの学習効果等を理由とした損害。

2 万が一、当社の故意又は重過失により当社が損害賠償義務を負う場合、その賠償金額は留学費用として当社が受け取った金額を上限とする。

第 14 条（準拠法・専属的合意管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本国法とする。又、当サービス及び本規約に関連して当社と申込者の間で生じた紛争については旭川地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

第 15 条（発効期日）

本規約は 2011 年 12 月 15 日以降に申し込む全ての留学の契約に適用する。

本規約は 2014 年 10 月 10 日に改訂。

本規約は 2018 年 9 月 24 日に改訂。